

◆◆◆————— 2025.4.3 ———

一般社団法人日本介護支援専門員協会

メールマガジン No. 1294

◆◆◆

.....【お知らせメニュー】.....

1. 社会保障審議会介護給付費分科会（第245回 R7.3.24）
—介護職員の給与、全産業平均との格差が更に拡大 昨年は月8.3万円
賃上げ求める声相次ぐ
 2. 厚生労働省人事異動
 3. 最近の介護保険最新情報等
 4. 最近の協会の活動報告（ホームページへ資料等を掲載）
-

◆—————【1】社会保障審議会介護給付費分科会（第245回 R7.3.24）

—介護職員の給与、全産業平均との格差が更に拡大 昨年は月8.3万円
賃上げ求める声相次ぐ

【記事作成：介護ニュースJoint】

□厚生労働省は3月24日に介護報酬を議論する審議会（社会保障審議会・介護給付費分科会）を開き、介護職員の給与水準の動向を明らかにする調査の最新の結果を報告しました。これを受けた委員からは、更なる賃上げを実現する追加的な施策の必要性を訴える声が相次ぎました。

厚生労働省が3月18日に公表した調査結果によると、処遇改善加算を取っている事業所で常勤・月給で働く介護職員の給与（＊）は、昨年9月で平均33万8200円。今年度改定での加算拡充の効果もあり、前年比で1万3960円（4.3%）上昇していました。

*ここでいう給与は月々の基本給、各種手当、ボーナスなどをすべて合計したものです。ボーナスや一時金が出ている事業所では、4月から9月に支給された総額の6分の1が上乗せされています。税金や保険料が引かれる前の額面で、いわゆる手取りではありません。

ただ、事態はむしろ悪化していると言っても過言ではありません。厚生労働省が提示した「賃金構造基本統計調査」のデータによると、昨年の全産業平均と介護職員の給与の格差は月 8.3 万円。他産業で賃上げが進展したことにより、前年の月 6.9 万円から大幅に拡大していました。

今回、厚生労働省は審議会にこうした足元の状況を報告しました。

◆ 「介護支援専門員の処遇改善が必要」

「他産業と比べて遜色のない給与水準となるよう、継続的な処遇改善措置を講じてほしい」

全国市長会を代表する立場で審議会に出席した大阪府豊中市の長内繁樹市長はこう注文し、「介護報酬は 2027 年度の改定を待たずに、必要な見直しを柔軟に行うべき」と提言しました。

当協会より委員として出席した濱田和則副会長は、「介護支援専門員は、介護福祉士などの資格を取って 5 年の実務経験を経た後に受験資格が得られ、かつ、5 年おきの更新研修もある。にもかかわらず、介護福祉士などの給与との逆転現象も一部にみられる」と問題を提起しました。そのうえで、「介護支援専門員の処遇改善が必要。このままだと人材確保は更に困難になる」と主張しました。具体策としては、居宅介護支援事業所も処遇改善加算の対象、または他事業の他職種同様に配分対象に含めること、居宅介護支援の基本報酬を引き上げること、などを提言しました。

◆ 老健の介護報酬のコロナ特例、新年度から更に 2 年間延長

この日の審議会では、介護老人保健施設の“コロナ特例”も議題の 1 つになりました。

介護老人保健施設の介護報酬には、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて設けられた特例が現在も残されています。クラスターの発生で対応に追われる施設が後を絶たない現状を踏まえ、厚生労働省はこれを新年度以降も存続させる方針です。会合でこうした方針を説明し、大筋で了承を得ました。

老健の介護報酬は、在宅への復帰率やベッドの回転率などの実績が良ければ高くなる設計となっています。このため、クラスターが発生すると施設経営は大きな打撃を受けます。利用者の入退所を止めざるを得なくなる結果、それまでより低い介護報酬し

か受けられなくなってしまうからです。

老健の現行のコロナ特例は、クラスターを防ぐ戦いを今なお続ける現場を守るための措置です。何の落ち度もない施設が不利益を被ることのないよう、感染拡大に伴う在宅復帰率などの低下の影響を除外できる仕組みになっています。

厚生労働省は会合で、現行のコロナ特例を廃止すると老健の継続的・安定的な運営に支障が出かねないと説明しました。そのうえで、新年度から更に2年間継続し、その後の対応は2027年度の介護報酬改定に向けて検討する意向を示しました。

厚生労働省は多くのコロナ特例を既に廃止していますが、この老健のコロナ特例は重要性などを勘案して今年度まで存続させてきており、新年度以降の扱いが検討課題となっていた経緯があります。

当協会の濱田和則副会長は、「令和2年発出の事務連絡により介護老人保健施設では現在でも新型コロナウイルスの感染者が発生した場合、入退所の調整をせざるを得ない状況にある。こうした対策が基本サービス費などに影響を与える以上、経過措置も延長することが妥当だ」と述べ、厚生労働省の方針に理解を示しました。

▽▼資料はこちらから（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_53816.html

【2】厚生労働省人事異動

□令和7年4月1日付で、厚生労働省の人事異動がありました。介護支援専門員のことを所管している老健局認知症施策・地域介護推進課の異動をお知らせいたします。（ ）内は前職です。

○老健局認知症施策・地域介護推進課人材研修係 藤井風花 氏

（武藏野市）

※前任の鈴木加奈子氏は武藏野市に帰任されました。

◆◆◆◆◆
【3】最近の介護保険最新情報等
◆◆◆◆◆

□介護保険最新情報 Vol.1369

介護職員等処遇改善加算及び介護人材確保・職場環境等改善事業に係る「介護職員の処遇改善」ホームページの更新について（その2）

<https://www.jcma.or.jp/?p=803126>

□介護保険最新情報 Vol.1370

「東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の延長等について」の一部改正について

<https://www.jcma.or.jp/?p=803127>

□「「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」について」の一部改正について

<https://www.jcma.or.jp/?p=803166>

□外国人介護人材の訪問系サービス従事における留意点について

<https://www.jcma.or.jp/?p=803167>

□有毒植物の誤食による食中毒防止の徹底について

<https://www.jcma.or.jp/?p=803139>

□「物資の流通の効率化に関する法律に基づく努力義務規定等の施行について」

<https://www.jcma.or.jp/?p=803234>

◆◆◆◆◆
【4】最近の協会の活動報告（ホームページへ資料等を掲載）
◆◆◆◆◆

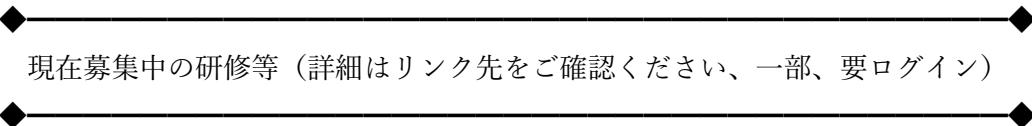
□会員専用 My ページに以下、会議資料を掲載いたしました。議事要旨等も順次、公開しています。いずれも閲覧にはログインが必要です。

□委員会・職域部会・特別委員会の諮問事項に関する答申を公開いたしました。

詳細は、会員専用 My ページにてご確認ください。

□令和 6 年度第 5 回介護支援専門員生涯学習体系の運用に関する特別委員会 (R7.3.31)

<https://www.jcma.or.jp/?p=803818>



現在募集中の研修等（詳細はリンク先をご確認ください、一部、要ログイン）

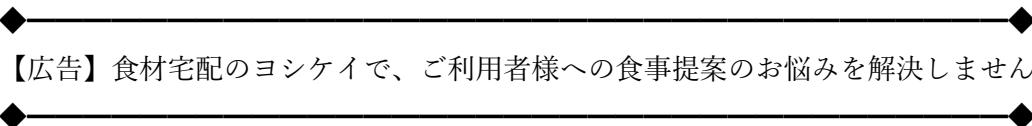


□第 19 回日本介護支援専門員協会 20 周年記念全国大会

<https://www.jcma.or.jp/?p=787043>

□第 10 回三団体合同研修会

<https://www.jcma.or.jp/?p=785395>



【広告】食材宅配のヨシケイで、ご利用者様への食事提案のお悩みを解決しませんか？



訪問介護や居宅介護支援で食事提案にお困りの方必見！

ヨシケイには、訪問介護や居宅介護支援の現場でご利用者に、

栄養バランスの取れた食事を手軽にご利用いただけるサービスがあります。

レンジ調理の冷凍弁当「シンプルミール」、湯煎で簡単に調理できる「Y*デリ」。

包丁いらずで調理時間最短約 4 分、美味しい食事が食べきりサイズで手軽に食べられます。

ご利用者様のライフスタイルに合わせた選択が可能で、

価格は 1 食あたり約 397 円（税込）～と非常にお手頃です。

栄養満点の食事を手軽にお届けする当サービスを、ぜひお試しください！

お問い合わせはこちら：<https://yoshikei-dvlp.co.jp/>

※「お近くのヨシケイを探す」からお届け先をお選びください。

□ご登録アドレスについて

- ・メールアドレスの変更等、会員情報に関しては下記ページにて承っております。

(会員専用 My ページ>会員情報の変更)

https://www.jcma.or.jp/?page_id=28

- ・配信先をスマートフォンや携帯電話、パソコンのメールアドレスに設定する等、受信する環境によって使い分けていただくことを推奨します。
- ・システムの都合上、同じメールアドレスで複数の方が登録されている場合、ご登録いただいた人数分が配信されてしまいます。できましたら、個人アドレスへの変更をお願いします。

□メールマガジンについて

- ・メールマガジンのバックナンバーは、ホームページの会員専用 My ページに掲載しています。
- ・メールのレイアウトが崩れて見える場合は「MS ゴシック」や「Osaka 等幅」など等幅フォントでご覧ください。
- ・本メールの送信アドレスに、返信やお問い合わせを頂いてもご返答することができません。ご不明な点・ご質問などございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

発行：一般社団法人日本介護支援専門員協会

メール info@jcma.or.jp

ホームページ <http://www.jcma.or.jp>

Facebook ページ <https://www.facebook.com/caremanager.japan/>

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 1 丁目 11 番地金子ビル 2 階

TEL.03-3518-0777FAX.03-3518-0778

◆個人情報保護方針について

<https://www.jcma.or.jp/?p=5291>
